

○こども家庭庁 告示第二号
厚生労働省

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁・厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和六年三月十五日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

厚生労働大臣 武見 敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う

こども家庭庁・厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部改正）

第一条 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百

二十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。) 第五条第 二十六項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装 具、姿勢保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、 人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。)、車椅 子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持 具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置と し、次項から第六項までに定める基準以外の基準については、別 表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮 して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にか かわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談 所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定め るものとする。</p> <p>2 2 6 (略)</p>	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。) 第五条第 二十五項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装 具、姿勢保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、 人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。)、車椅 子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持 具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置と し、次項から第六項までに定める基準以外の基準については、別 表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮 して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にか かわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談 所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定め るものとする。</p> <p>2 2 6 (略)</p>

(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正)

第二条 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十

九年厚生労働省告示第百十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 計画の作成に関する事項</p> <p>一 計画の作成に関する基本的事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画の作成のための体制の整備</p> <p>障害福祉計画等の作成に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。</p> <p>(一) 作成委員会等の開催</p> <p>障害福祉計画等を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等をはじめ、事業者、雇用、保健、介護、児童福祉、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画等作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、障害者総合支援法第八十八条第九項及び第八十九条第八項並びに児童福祉法第三十三条の二十第九項及び第三十三条の二十二第六項においては、協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、協議会を活用することも考えられる。また、障害者総合支援法第八十八条第十項及び第八十九条第九項並びに児童福祉法第三十三条の二十第十項及び第三十三条の二十二第七項においては、障害者基本法（昭和四十</p>	<p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 計画の作成に関する事項</p> <p>一 計画の作成に関する基本的事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画の作成のための体制の整備</p> <p>障害福祉計画等の作成に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。</p> <p>(一) 作成委員会等の開催</p> <p>障害福祉計画等を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等をはじめ、事業者、雇用、保健、介護、児童福祉、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画等作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、障害者総合支援法第八十八条第九項及び第八十九条第七項並びに児童福祉法第三十三条の二十第九項及び第三十三条の二十二第六項においては、協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、協議会を活用することも考えられる。また、障害者総合支援法第八十八条第十項及び第八十九条第八項並びに児童福祉法第三十三条の二十第十項及び第三十三条の二十二第七項においては、障害者基本法（昭和四十</p>

<p>五年法律第八十四号)第三十六条第一項及び第四項の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴かなければならないとされていることから、当該機関を活用することも考えられる。</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>第四 (略)</p>	<p>五年法律第八十四号)第三十六条第一項及び第四項の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴かなければならないとされていることから、当該機関を活用することも考えられる。</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>第四 (略)</p>
---	---

第三条 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <p>一 基本的理念</p> <p>市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホーム（障害者総合支援法第五十八条に規定する共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）への入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所（同条第八項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等（障害者総合支援法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）を整備するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行</p>	<p>第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <p>一 基本的理念</p> <p>市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホーム（障害者総合支援法第五十七条に規定する共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）への入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所（同条第八項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等（障害者総合支援法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）を整備するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行</p>

う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

(略)

4 5 7 (略)

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一、基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 (略)

2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

希望する障害者等への日中活動系サービス(療養介護(障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。)、生活介護(同条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。))、短期入所、自立訓練(同条第十二項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。))、就労移行支援(同条第十四項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。))、就労継続支援(同条第十五項に規定する就労継続支援をいう。以下同じ。))、就労定着支援(同条第十六項に規定する就労定着支援をいう。以下同じ。))及び地域活動支援センター(同条第二十八項に規定する地域活動支援センターをいう。)で提供されるサービスをいう。以下同じ。)を保障する。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助(障害者総合支援法第五條第十七項に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。))、地域移行支援(同条第二十一項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。))及び地域定着支援(同条第二十二項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。))、自立訓練等の推進により、

う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

(略)

4 5 7 (略)

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一、基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 (略)

2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

希望する障害者等への日中活動系サービス(療養介護(障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。))、生活介護(同条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。))、短期入所、自立訓練(同条第十二項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。))、就労移行支援(同条第十三項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。))、就労継続支援(同条第十四項に規定する就労継続支援をいう。以下同じ。))、就労定着支援(同条第十五項に規定する就労定着支援をいう。以下同じ。))及び地域活動支援センター(同条第二十七項に規定する地域活動支援センターをいう。)で提供されるサービスをいう。以下同じ。)を保障する。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助(障害者総合支援法第五條第十六項に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。))、地域移行支援(同条第二十項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。))及び地域定着支援(同条第二十一項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。))、自立訓練等の推進により、入

入所等から地域生活への移行を進める。

(略)

456 (略)

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1 相談支援体制の充実・強化

(略)

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画（障害者総合支援法第五條第二十三項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）については、まずは、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を確保し、維持することが重要である。その上で、個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は地域相談支援（障害者総合支援法第五條第十九項に規定する地域相談支援をいう。以下同じ。）等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的確認の上、必要に応じた見直しを行わなければならない。このため、都道府県及び市町村は、その前提として、相談支援に対するニーズ及び相談支援事業者等の実態把握を行うとともに、福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の实情を的確に把握し、特定相談支援事業所（障害者総合支援法第五十一條の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。）の充実のため、必要な施策を確保していかなければならない。これらの取組を効果的に進めるため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百四号。以下「令和四年障害者総合支援法等改正法」という。）により、令和六年四月から、各市町村において基幹相

所等から地域生活への移行を進める。

(略)

456 (略)

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1 相談支援体制の充実・強化

(略)

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画（障害者総合支援法第五條第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）については、まずは、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を確保し、維持することが重要である。その上で、個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は地域相談支援（障害者総合支援法第五條第十八項に規定する地域相談支援をいう。以下同じ。）等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的確認の上、必要に応じた見直しを行わなければならない。このため、都道府県及び市町村は、その前提として、相談支援に対するニーズ及び相談支援事業者等の実態把握を行うとともに、福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の实情を的確に把握し、特定相談支援事業所（障害者総合支援法第五十一條の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。）の充実のため、必要な施策を確保していかなければならない。これらの取組を効果的に進めるため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百四号。以下「令和四年障害者総合支援法等改正法」という。）により、令和六年四月から、各市町村において基幹相

談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化された。併せて、都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置促進等のための広域的な支援の実施を行うこととされたところである。

2～4 (略)

四 (略)

第二～第四 (略)

別表第一

一～四 (略)

五 相談支援

計画相談支援（障害者総合支援法第五条第十九項に規定する計画相談支援をいう。）

(略)

(略)

六～十 (略)

談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化された。併せて、都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置促進等のための広域的な支援の実施を行うこととされたところである。

2～4 (略)

四 (略)

第二～第四 (略)

別表第一

一～四 (略)

五 相談支援

計画相談支援（障害者総合支援法第五条第十八項に規定する計画相談支援をいう。）

(略)

(略)

六～十 (略)

附 則

この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則
第一条第四号の政令で定める日から適用する。ただし、第二条の規定は、告示の日から適用する。